

平成 26 年度公正取引委員会政策評価実施計画

平成 26 年 3 月 31 日
公正取引委員会

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、事後評価の実施に関する計画を以下のとおり定める。

1 計画期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

2 計画期間内に実施する事後評価の対象及び評価の方法

(1) 法第 7 条第 2 項第 1 号に規定される事後評価の対象

法第 7 条第 2 項第 1 号に規定される事後評価の対象は、次のとおりとする。

なお、各施策等は、計画策定時点におけるものであり、施策等の実施状況その他状況の変化により、追加・変更があり得る。

○ 競争政策の広報・広聴等

競争政策の広報・広聴（平成 25 年度）（実績評価）

(2) 法第 7 条第 2 項第 2 号の規定に該当する施策

該当するものはない。

(3) 法第 7 条第 2 項第 3 号の規定に該当する施策

該当するものはない。

3 施策の目標、評価指標、実績値等

公正取引委員会が実施する施策のうち実績評価方式による事後評価の対象となるものの目標、評価指標、実績値等は、別紙「平成 26 年度実施施策に係る事前分析表」のとおりとする。

また、実績の測定（モニタリング）については、実績が確定した後、「平成 26 年度実施施策に係る事前分析表」に記入して行う。

なお、各施策の目標、評価指標等は、計画策定時点におけるものであり、施策等の実施状況その他状況の変化により、追加・変更があり得る。

以上

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(公正取引委員会26-1)

施策名	独占禁止法違反行為に対する措置等 企業結合の迅速かつ的確な審査			担当部局名	企業結合課	作成責任者名	企業結合課長 品川 武			
施策の概要	企業結合(株式取得, 合併, 分割, 共同株式移転及び事業譲受け等)について, 届出に基づいて, 迅速かつ的確な企業結合審査を行い, 独占禁止法の規定に違反することが認められた場合には適切に対応するとともに, 主要な企業結合事例を公表し, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する。			政策体系上の位置付け	迅速かつ的確な企業結合審査を行い, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより, 公正かつ自由な競争を維持・促進させ, 一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。					
達成すべき目標	企業結合(株式取得, 合併, 分割, 共同株式移転及び事業譲受け等)について, 迅速かつ的確な企業結合審査を行い, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより, 公正かつ自由な競争を維持・促進する。			目標設定の考え方・根拠	独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するため, 迅速かつ的確な企業結合審査を行って, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより, 公正かつ自由な競争を維持・促進させることを目標として設定した。		政策評価実施予定期	平成28年4月～7月		
測定指標	目標(値)	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
1 企業結合計画の届出を受理した案件の処理状況(第1次審査)	届出の受理後30日以内	26年度	100% 100% 100% 100% 100%					本件施策の有効性・効率性を評価するため, 届出案件の処理状況(第1次審査)を測定する。目標値は, 独占禁止法の規定に基づき設定した。		
2 企業結合計画の届出を受理した案件の処理状況(第2次審査に移行したもの)	全ての報告等の受理後90日以内	26年度	100% 100% 100% 100% 100%					本件施策の有効性・効率性を評価するため, 届出案件の処理状況(第2次審査)を測定する。目標値は, 独占禁止法の規定に基づき設定した。		
3 的確な企業結合審査, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止状況	的確な企業結合審査を行い, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する。	26年度	以下を始め, 的確な企業結合審査に努め, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止に努めた。 ① 企業結合の届出受理 件数[985件](注1) ② 公正取引委員会ウェブサイトの企業結合公示事例集への掲載事例件数[8件]	以下を始め, 的確な企業結合審査に努め, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止に努めた。 ① 同左[265件] ② 同左[12件]	以下を始め, 的確な企業結合審査に努め, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止に努めた。 ① 同左[275件] ② 同左[9件]	以下を始め, 的確な企業結合審査に努め, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止に努めた。 ① 同左[349件] ② 同左[11件]		本件施策の有効性・効率性を評価するため, 企業結合審査の状況を測定する。		

			公正取引委員会ウェブサイトに掲載された ③企業結合公表事例集の事例1件当たりの頁数[6.3頁]	③ 同左[6.3頁]	③ 同左[8.9頁]	③ 同左[9.5頁]			
			公正取引委員会ウェブサイトに掲載された ④企業結合公表事例集へのアクセス件数[7,900件](注2)	④ 同左[8,601件]	④ 同左[9,174件]	④ 同左[7,661件]			
			企業結合審査によつて保護された消費者利益額[約1035億円]	⑤ 同左[約70億円]	⑤ 同左[約1063億円]	⑤ 同左[約494億円]			
達成手段	予算額計(執行額)			当初予算額 関連する指標	達成手段の概要等				行政事業レビュ一事業番号
	23年度	24年度	25年度		26年度				
(1) 企業結合の迅速かつ的確な審査に係る経費	8,910 (7,505)	8,269 (5,427)	7,854	8,081	1~3	一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止して、公正かつ自由な競争を維持・促進するため、企業結合の当事者、競争業者、需要者等からヒアリングを行うなど所要の調査を行うなどして、迅速かつ的確に企業結合審査を行う。		—	
施策の予算額・執行額	8,910 (7,505)	8,269 (5,427)	7,854	8,081	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		—		

(注1) 平成22年度以降の届出受理件数が、平成21年度以前に比べて大幅に減少しているのは、平成21年独占禁止法改正法により、届出対象範囲が縮減されたことによるものと考えられる。また、最終的に届出会社の事情により企業結合計画に係る届出を取り下げた件数を含む。

(注2) 各年度のアクセス件数は、当該年度に公表した事例集への当該年度におけるアクセス件数。

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(公正取引委員会26-2)

施策名	独占禁止法違反行為に対する措置等 独占禁止法違反行為に対する厳正な対処	担当部局名	管理企画課	作成責任者名	管理企画課長 小林 渉				
施策の概要	独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査(立入検査、事情聴取等)を行い、違反行為が認められた場合には、排除措置命令を行うほか、警告等の必要な措置を講ずる。	政策体系上の位置付け	独占禁止法違反行為を厳正かつ迅速に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進させ、一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。						
達成すべき目標	独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に厳正に対処するとともに、酒類、石油製品及び家庭用電気製品の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。	目標設定の考え方・根拠	独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するため、独占禁止法違反行為に対して厳正に対処して、独占禁止法違反行為を排除することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進させることを目標として設定した。	政策評価実施予定期	平成28年4月～7月				
測定指標		年度ごとの目標値			測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
		年度ごとの実績値							
		目標年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
1 独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等の厳正な対処によるこれらの排除状況	独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に厳正に対処し、これらを排除する。	26年度	年度ごとの目標値						本件施策の有効性・効率性を評価するため、独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等の排除状況を測定する。
			以下を始め、独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に厳正に対処し、これらの排除に努めた。	以下を始め、独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に厳正に対処し、これらの排除に努めた。	以下を始め、独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に厳正に対処し、これらの排除に努めた。	以下を始め、独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に厳正に対処し、これらの排除に努めた。			
			申告件数(小売業(注①)に係る不当廉売申告を除く。)[2,794件]	① 同左[2,094件]	① 同左[1,657件]	① 同左[1,644件]			
			事件処理件数(法的措置)[26件]	② 同左[12件]	② 同左[22件]	② 同左[20件]			
			事件処理件数(警告)[9件]	③ 同左[3件]	③ 同左[2件]	③ 同左[6件]			
			事件処理件数(注意)(注2)[69件]	④ 同左[95件]	④ 同左[138件]	④ 同左[208件]			
			対象事業者数(法的措置)[84名]	⑤ 同左[109名]	⑤ 同左[303名]	⑤ 同左[126名]			
			対象事業者数(警告)[9名]	⑥ 同左[3名]	⑥ 同左[2名]	⑥ 同左[6名]			
			課徴金額[360億7471万円]	⑦ 同左[720億8706万円]	⑦ 同左[442億5784万円]	⑦ 同左[250億7644万円]			
			課徴金納付命令等の対象事業者数[106名]	⑧ 同左[156名]	⑧ 同左[277名]	⑧ 同左[113名]			

			<p>⑨ 一事業者当たりの課徴金額[3億4032万円]</p> <p>⑩ 刑事告発件数[0件]</p> <p>⑪ 課徴金減免申請件数[85件]</p> <p>⑫ 課徴金減免制度の適用が公表された法的措置件数[21件]</p> <p>⑬ 法的措置を採った全事件の平均事件処理期間[約12か月]</p> <p>⑭ 日刊新聞の報道量[21,237行](注3)</p> <p>⑮ 法的措置によって保護された消費者利益額[約1204億円]</p>	<p>⑨ 同左[4億6209万円]</p> <p>⑩ 同左[0件]</p> <p>⑪ 同左[131件]</p> <p>⑫ 同左[7件]</p> <p>⑬ 同左[約12か月]</p> <p>⑭ 同左[20,673行]</p> <p>⑮ 同左[約1790億円]</p>	<p>⑨ 同左[1億5977万円]</p> <p>⑩ 同左[0件]</p> <p>⑪ 同左[143件]</p> <p>⑫ 同左[9件]</p> <p>⑬ 同左[約15か月]</p> <p>⑭ 同左[22,256行]</p> <p>⑮ 同左[約2793億円]</p>	<p>⑨ 同左[2億2191万円]</p> <p>⑩ 同左[1件]</p> <p>⑪ 同左[102件]</p> <p>⑫ 同左[19件]</p> <p>⑬ 同左[約14か月]</p> <p>⑭ 同左[16,040行]</p> <p>⑮ 同左[約2364億円]</p>		
2	酒類、石油製品及び家庭用電気製品の小売業における不当廉売事件の平均処理期間	原則2か月以内	26年度	原則2か月以内				
3	酒類、石油製品及び家庭用電気製品の小売業に係る不当廉売事件についての迅速な対処状況	酒類、石油製品及び家庭用電気製品の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処する。	26年度	<p>以下を始め、酒類、石油製品及び家庭用電気製品の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処した。</p> <p>① 小売業に係る不当廉売申告件数[8,979件]</p> <p>② 小売業に係る不当廉売事件における注意件数(迅速処理によるもの)[3,225件]</p>	<p>以下を始め、酒類、石油製品及び家庭用電気製品の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処した。</p> <p>① 同左[8,675件]</p> <p>② 同左[2,700件]</p>	<p>以下を始め、酒類、石油製品及び家庭用電気製品の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処した。</p> <p>① 同左[7,102件]</p> <p>② 同左[1,772件]</p>	<p>以下を始め、酒類、石油製品及び家庭用電気製品の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処した。</p> <p>① 同左[8,173件]</p> <p>② 同左[1,736件]</p>	本件施策の有効性・効率性を評価するため、酒類、石油製品及び家庭用電気製品の小売業における不当廉売事件について迅速な対処状況を測定する。

達成手段	予算額計(執行額)			当初予算額 関連する指 標	達成手段の概要等			行政事業レビューアイデン ティ番号
	23年度	24年度	25年度		26年度			
(1) 独占禁止法違反行為に対する厳正な対処に係る経費	221,963 (208,253)	224,485 (185,502)	222,914	228,846	1~3	独占禁止法に違反するカルテル、入札談合に厳正に対処するとともに、不公平な取引方法等に対し迅速かつ的確に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進するために、独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査(立入検査、事情聴取等)を行い、違反行為が認められた場合には排除措置を行うほか、警告等の必要な措置を講ずる。		一
施策の予算額・執行額	221,963 (208,253)	224,485 (185,502)	222,914	228,846	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		平成23年8月9日 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(閣議決定) 平成21年6月23日 経済財政改革の基本方針2009(閣議決定) 平成21年3月31日 規制改革推進のための3か年計画(再改定)(閣議決定) 平成19年1月26日 第166回国会 施政方針演説	

(注1) 小売業とは、酒類、石油製品、家庭用電気製品等の小売業のこという。

(注2) 小売業に係る不当廉売事件で迅速処理により注意したものと除く。

(注3) 新聞の1段を約70行として計算している。

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(公正取引委員会26-3)

施策名	下請法違反行為に対する措置等 取引慣行等の適正化			担当部局名	取引企画課 取引調査室 相談指導室	作成責任者名	取引企画課長 田辺 治 取引調査室長 菱沼 功 相談指導室長 天田 弘人		
施策の概要	独占禁止法に係る各種ガイドライン(取引慣行等の適正化に係るもの)の普及・啓発等を図るとともに、事業者及び事業者団体(以下「事業者等」という。)がこれから実施しようとする具体的な事業活動の内容について、相談に応じ、問題点の指摘等を行う。また、事業活動の実態等について競争政策の観点から調査を行い、問題となるおそれのある取引慣行等を指摘して改善を促すとともに、調査結果を公表する。			政策体系上の位置付け	独占禁止法違反行為を未然に防止して、事業者等による取引慣行等の自主的な改善を促すことは、公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要であり、一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。				
達成すべき目標	独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発、独占禁止法に係る事業者等からの相談(企業結合及び優越的地位の濫用に係る相談を除く。以下「事業者等からの相談」という。)への対応、取引実態調査の実施公表を実施することにより、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図る。			目標設定の考え方・根拠	独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するため、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発、事業者等からの相談対応、取引実態調査等を行って、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図ることを目標として設定した。	政策評価実施予定期間	平成27年4月～7月		
測定指標	目標(値)	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
目標年度			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
1 相談事例の公表件数	10件以上	26年度	—	10件以上					相談事例の公表件数を把握して、相談事例集の充実度を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定した指標であり、目標値は、これまでの実績等を基に設定した。
2 取引実態調査結果の公表件数	2件以上	26年度	—	2件以上					取引実態調査結果の公表状況を把握して、取引実態調査の実施状況を測定し、本件施策の有効性・効率性を評価するために選定した指標であり、目標値は、実績値を考慮するなどして設定した。
3 独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発による独占禁止法違反行為の未然防止状況	独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発による独占禁止法違反行為の未然防止を行う。	26年度	独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発により、独占禁止法違反行為の未然防止を行う。 以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。 ① ガイドラインの説明会の開催件数[46件] ② ガイドラインの説明会の参加者数[約2,190名]	以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。 ① 同左[38件] ② 同左[約3,140名]	以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。 ① 同左[59件] ② 同左[約3,220名]	以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。 ① 同左[90件] ② 同左[約3,730名]			本件施策の有効性・効率性を評価するため、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発状況を測定する。

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(公正取引委員会26-4)

施策名	下請法違反行為に対する措置等 下請法の的確な運用			担当部局名	企業取引課 下請取引調査室		作成責任者名	企業取引課長 真渕 博 下請取引調査室長 長澤 文男		
施策の概要	書面調査等により情報を収集し、下請法に違反する疑いのある行為について所要の調査（実地調査、招致調査等）を行い、違反行為が認められた場合には、必要な措置（法的措置（下請法第7条に基づく勧告）又は指導）を講ずる。下請法に係る講習会を開催すること等により、下請法の普及・啓発を図る。			政策体系上の位置付け	下請法の的確な運用により、下請取引の公正化を推進するとともに、下請事業者の利益を保護し、もって国民経済の健全な発達に資する。					
達成すべき目標	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に対処すること、また、下請法の普及・啓発を図ることにより、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護する。			目標設定の考え方・根拠	下請取引の公正化を推進するとともに、下請事業者の利益を保護するためには、下請法を迅速かつ的確に運用すること、また、違反行為を未然に防止する観点から下請法の普及・啓発を図ることが重要であることから、この目標を設定した。		政策評価実施予定期	平成28年4月～7月		
測定指標	目標(値)	目標年度	年度ごとの目標値							
			年度ごとの実績値							
1 勧告事件の処理期間	10か月以内	26年度	目標年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
				46.7%	46.7%	38.9%	56.3%			
2 指導事件の処理期間	3か月以内	26年度		100%						
				96.7%	95.9%	97.2%	98.5%			
3 下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等への対処状況	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に対処する。	26年度	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に対処する。						本件施策の有効性・効率性を評価するため、下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等への対処状況を測定する。	
				下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に対処した。	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に対処した。	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に対処した。	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に対処した。			
① 下請取引に係る書面調査の実施状況	① 親事業者数:36,342名、下請事業者数:201,005名] (注1・2)	① 同左 [親事業者数:38,046名、下請事業者数:210,166名]	① 同左 [親事業者数:38,503名、下請事業者数:212,659名]	① 同左 [親事業者数:38,781名、下請事業者数:214,042名]						
			② 同左[15件]	② 同左[18件]	② 同左[16件]					
			③ 同左[4,226件]	③ 同左[4,326件]	③ 同左[4,550件]					
			④ 同左[14億9543万円]	④ 同左[32億2203万円]	④ 同左[57億94万円]					

				下請法の普及・啓発を図ることにより下請取引の公正化を推進する。					
4 下請法の普及・啓発を図ることによる下請取引の公正化の推進状況	下請法の普及・啓発を図ることにより下請取引の公正化を推進する。	26年度		以下を始め、下請法の普及・啓発を図り、下請取引の公正化の推進に努めた。 下請取引適正化推進 ① 講習会の開催数[32回] 下請取引適正化推進 ② 講習会の参加者数[4,307人]	以下を始め、下請法の普及・啓発を図り、下請取引の公正化の推進に努めた。 ① 同左[30回] ② 同左[3,935人]	以下を始め、下請法の普及・啓発を図り、下請取引の公正化の推進に努めた。 ① 同左[33回] ② 同左[4,412人]	以下を始め、下請法の普及・啓発を図り、下請取引の公正化の推進に努めた。 ① 同左[30回] ② 同左[3,845人]	以下を始め、下請法の普及・啓発を図り、下請取引の公正化の推進に努めた。 ③ 同左[91.4%] ④ 同左[94.3%]	以下を始め、下請法の普及・啓発を図り、下請取引の公正化の推進に努めた。 ③ 同左[92.2%] ④ 同左[94.8%]
				(3) — 下請取引適正化推進 講習会後の下請法 (下請法の適用範囲 及び親事業者の義務 について)の理解度 [93.2%](注4)	(4) — 下請取引適正化推進 講習会後の下請法 (親事業者の禁止行為について)の理解度 	(5) — 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された ⑤ 下請法関係のパンフレットへのアクセス数 [155,049件]	(6) — 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された ⑥ 下請取引適正化推進 講習会テキストへのアクセス数[46,937件]	(7) 効告事件の日刊報道 量[1,328行](注5)	(8) — 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された ⑧ 平成24年度効告事件 のアクセス数[156,430件]

達成手段	予算額計(執行額)			当初予算額 関連する指 標	達成手段の概要等			行政事業レ ビュー事業 番号
	23年度	24年度	25年度		26年度			
(1) 下請法の的確な運用に係る経費	133,076 (101,460)	139,726 (118,394)	134,997	138,206	1~4	下請法を的確に運用し、下請取引の公正化を推進して下請事業者の利益を保護するために、下請法に違反する疑いのある行為について実地調査、招致調査等を行って迅速かつ的確に処理して違反行為を排除し、また、下請取引適正化推進講習会の開催や下請法に関するパンフレット・テキストを作成、配布して下請法の普及啓発を図る。		—
施策の予算額・執行額	133,076 (101,460)	139,726 (118,394)	134,997	138,206		施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	平成23年10月21日　円高への総合的対策～リスクに強靭な経済の構築を目指して～(閣議決定) 平成22年6月18日　中小企業憲章(閣議決定)	

(注1) 下請法では、委託取引の内容及び取引を委託する事業者の資本金、受託する事業者の資本金等によって「親事業者」及び「下請事業者」を定義している。

(注2) 下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を被っている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にあることから、親事業者及びその下請事業者を対象として、定期的に書面調査を行っている。

(注3) 公正取引委員会の措置に基づき、親事業者が下請事業者が被った不利益について原状回復措置(減額した下請代金の返還等)した額の総額。

(注4) 理解度については、アンケートにおいて「よく分かった」又は「概ね分かった」と回答した参加者の割合を記載。

(注5) 新聞の1段を約70行として計算している。

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(公正取引委員会26-5)

施策名	競争政策の広報・広聴等 競争政策の広報・広聴			担当部局名	官房総務課		作成責任者名	官房総務課長 東出 浩一	
施策の概要	独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について、報道発表やウェブサイト等による広報活動を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて、国民からの意見・要望を広く把握する広聴活動を行い、競争政策に対する国民的理解の増進を図る。			政策体系上の位置付け	競争政策の広報・広聴を通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図り、もって公正かつ自由な競争を促進させ、一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。				
達成すべき目標	独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて意見・要望を把握することを通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図る。			目標設定の考え方・根拠	独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するため、競争政策の広報・広聴活動を通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図ることを目標として設定した。			政策評価実施予定期	平成29年4月～7月
測定指標	目標(値)	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
1 一日公正取引委員会開催件数	8件	26年度	—	3件	8件	8件	8件	8件	一日公正取引委員会(独占禁止法・下請法の講演会、独占禁止法教室、相談コーナー等を1か所の会場で集中的に開催するもの)の開催件数を把握して、競争政策の広報・広聴活動の推進状況を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定した指標であり、目標値は、これまでの実績を考慮するなどして設定した。
			1件	4件	8件	8件			
2 消費者セミナー開催件数	42件以上	26年度	—	25件以上	41件以上	41件以上	42件以上	42件以上	消費者セミナー(独占禁止法の内容や公正取引委員会の活動について対話型・参加型で実施するイベント)の開催件数を把握して、競争政策の広報・広聴活動の推進状況を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定した指標であり、目標値は、これまでの実績を考慮するなどして設定した。
			—	38件	39件	50件			
3 独占禁止法教室開催件数	101件以上	26年度	32件以上	44件以上	75件以上	76件以上	86件以上	101件以上	独占禁止法教室(中学校・高校・大学の授業に公正取引委員会の職員を講師として派遣し、競争の重要性や公正取引委員会の役割等に係る講義を行うもの)の開催件数を把握して、競争政策の広報・広聴活動の推進状況を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定した指標であり、目標値は、これまでの実績を考慮するなどして設定した。
			47件	82件	96件	112件			

4 地方有識者との懇談会開催件数	81件以上	26年度	91件以上	91件以上	85件以上	83件以上	80件以上	81件以上	地方有識者との懇談会(全国の様々な地域に所在する有識者に対して公正取引委員会の取組に関する情報を提供し、当該有識者の幅広い意見や要望を聴取するもの)の開催件数を把握して、競争政策の広報・広聴活動の推進状況を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定した指標であり、目標値は、これまでの実績を考慮するなどして設定した。	
			委員等	9	9	9	10			
			地方事務所長等	79	75	73	72			
			合計	88	84	82	82			
5 独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動についての情報提供状況及び国民各層とのコミュニケーションを通じた意見・要望の把握を通じた競争政策に対する理解の増進状況	独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じた意見・要望の把握を通じて、競争政策に対する理解の増進に努めた。	独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じた意見・要望の把握を通じて、競争政策に対する理解の増進に努めた。	独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じた意見・要望の把握を通じて、競争政策に対する理解の増進に努めた。	独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じた意見・要望の把握を通じて、競争政策に対する理解の増進に努めた。	以下を始め、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じた意見・要望の把握を通じて、競争政策に対する理解の増進に努めた。 ① 独占禁止懇談会の開催回数[4回] ② 報道発表件数[278件] 各種広報活動(公表したもの)に係る新聞記事の広告費換算額[9億2231万円] ④ メールマガジン登録件数[4,088名] 公正取引委員会ウェブサイトのトップページへのアクセス件数[2,700,101件] 公正取引委員会ウェブサイトに掲載されたパンフレット及び独占禁止法動画サイトへのアクセス件数[193,986件] ⑦ 一日公正取引委員会参加者の評価[86%] (注1)	以下を始め、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じた意見・要望の把握を通じて、競争政策に対する理解の増進に努めた。 ① 同左[2回] ② 同左[267件] ③ 同左[4億5657万円] ④ 同左[4,508名] ⑤ 同左[2,453,330件] ⑥ 同左[286,420件] ⑦ —	以下を始め、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じた意見・要望の把握を通じて、競争政策に対する理解の増進に努めた。 ① 同左[4回] ② 同左[253件] ③ 同左[8億3677万円] ④ 同左[4,797名] ⑤ 同左[2,489,509件] ⑥ 同左[317,197件] ⑦ —	以下を始め、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じた意見・要望の把握を通じて、競争政策に対する理解の増進に努めた。 ① 同左[2回] ② 同左[258件] ③ 同左[5億2245万円] ④ 同左[5,070名] ⑤ 同左[1,938,070件] ⑥ 同左[515,846件] ⑦ 同左[79%]	以下を始め、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じた意見・要望の把握を通じて、競争政策に対する理解の増進に努めた。	本件施策の有効性・効率性を評価するため、競争政策の広報・広聴活動の実施状況を測定する。

			⑧	—	消費者セミナー参加 ⑧ 者の内容理解度 [85%](注2)	⑧ 同左[88%]	⑧ 同左[83%]			
			⑨	—	消費者セミナー参加 ⑨ 者の満足度[71%](注 2)	⑨ 同左[73%]	⑨ 同左[74%]			
			⑩	—	独占禁止法教室参加 ⑩ 者の内容理解度 [87%](注2)	⑩ 同左[89%]	⑩ 同左[88%]			
			⑪	—	独占禁止法教室参加 ⑪ 者の満足度[87%](注 2)	⑪ 同左[89%]	⑪ 同左[87%]			

(注1) 一日公正取引委員会参加者の評価については、アンケートにおいて、一日公正取引委員会の取組に対して、「非常に良い取組である」又は「良い取組である」と回答した参加者の割合を記載。

(注2) 理解度については、アンケートにおいて「理解できた」又は「おおむね理解できた」と回答した参加者の割合を記載。また、満足度については、アンケートにおいて「満足」又は「おおむね満足」と回答した参加者の割合を記載。

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(公正取引委員会26-6)

施策名	競争政策の広報・広聴等 海外の競争当局等との連携の推進			担当部局名	官房国際課	作成責任者名	官房国際課長 謙訪園 貞明	
施策の概要	二国間、多国間及び技術支援の枠組みにおける海外競争当局間の協力・連携の強化に努めるほか、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させ、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知する。			政策体系上の位置付け	海外競争当局との協力・連携を強化し、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することで、公正かつ自由な競争の促進に繋がり、一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。			
達成すべき目標	二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への積極的参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援を積極的に実施することと並びに公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することによって、海外の競争当局等との連携を推進する。			目標設定の考え方・根拠	独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するため、競争当局間協議の開催、多国間における検討への積極的参加、途上国等への技術支援、公正取引委員会の国際的なプレゼンスの向上、我が国の競争政策の海外への周知等を通じて、海外競争当局等との連携を推進することを目標として設定した。	政策評価実施予定期	平成27年4月～7月	
測定指標	目標(値)	目標年度	年度ごとの目標値					
			年度ごとの実績値					
1 途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修が有効であったと回答した研修生の割合(注1)	80%以上	26年度	80%以上					
			88%	97%	94%	99%	開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援について、途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修の参加者のうち当該研修が有効だったと回答した研修生の割合を把握することによって、海外の競争当局との協力・連携の状況を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定した指標であり、その目標値は、当該研修が有効であったと判断できる水準として設定した。	
2 公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数	30件以上	26年度	対前年度同水準かそれ以上		16件以上	34件以上	30件以上	
			33件	16件	28件	35件	公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く周知することについて、公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリースの掲載件数を把握することによって、我が国の競争政策の海外への周知のための取組の推進状況を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定した指標であり、その目標値は、過去5年間の平均掲載件数を基に設定した。	

			二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への積極的参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援を積極的に実施する並びに公正取引委員会の国際的なプレゼンス向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知する。				
3	二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の実施状況並びに公正取引委員会の国際的なプレゼンス向上させて我が国の競争政策の状況の海外への周知状況	26年度	以下を始め、二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の積極的な実施に努め、公正取引委員会の国際的なプレゼンス向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することに努めた。	以下を始め、二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の積極的な実施に努め、公正取引委員会の国際的なプレゼンス向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することに努めた。	以下を始め、二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の積極的な実施に努め、公正取引委員会の国際的なプレゼンス向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することに努めた。	以下を始め、二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の積極的な実施に努め、公正取引委員会の国際的なプレゼンス向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することに努めた。	本件施策の有効性・効率性を評価するため、競争当局間協議の開催、多国間における検討への参加、途上国等への技術支援、公正取引委員会の国際的なプレゼンスの向上、我が国の競争政策の海外への周知等の状況を測定する。

達成手段	予算額計(執行額)			当初予算額 関連する指標	達成手段の概要等	行政事業レビューアイデア番号
	23年度	24年度	25年度			
(1) 海外競争当局等との連携強化に必要な経費	50,327 (47,327)	50,189 (44,287)	51,971	53,541	1~3	海外の競争当局等との連携を推進するために、競争当局間協議等の開催、多国間における検討への積極的参加、途上国等の競争当局への技術支援、我が国の競争政策の海外への周知活動等の事業を行う。
ア 国際競争組織分担金(内数)	279 (243)	255 (246)	258	305	—	
施策の予算額・執行額	50,327 (47,327)	50,189 (44,287)	51,971	53,541	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	平成21年6月2日 平成21年独占禁止法改正法案に対する参経済産業委員会附帯決議

(注1) 「研修プログラムの適切性について」、「講師の講義のプレゼンテーションに対する評価又は講義の質について」及び「研修で得た 知識・経験が役立つか否かについて」の各項目において、5段階評価中「5」又は「4」と、4段階評価中「4」又は「3」と回答した

(注2) ICNとは、競争法執行における手続面及び実体面の收れんを促進することを目的として平成13年10月に発足した各国競争当局を中心としたネットワークであり、平成25年3月現在、111か国・地域から127の競争当局が参加している。

(注3) 公正取引委員会は、JICA(独立行政法人国際協力機構)の協力の下、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、途上国等における競争法の導入または強化に資することを目的として、途上国等の競争当局等の職員に対する技術研修を平成6年度から開催している。

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(公正取引委員会26-7)

施策名	競争政策の広報・広聴等 競争的な市場環境の創出			担当部局名	経済取引局総務課 経済調査室 調整課	作成責任者名	経済取引局総務課長 笠原 宏 経済調査室長事務取扱 笠原 宏 調整課長 杉山 幸成		
施策の概要	①研修の実施を通じて発注機関における入札談合等の防止のための取組を支援・促進し、②公開セミナーの実施等により競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行い、③各府省における規制の事前評価における競争評価の取組を支援・促進する。			政策体系上の位置付け	発注機関、事業者等に対して競争政策の定着を図り、もって、競争的な市場環境を創出することで、公正かつ自由な競争を促進させ、一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。				
達成すべき目標	①発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容の向上、②事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進、③各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上を図ることによって、発注機関、事業者等に対して競争政策の定着を図り、もって、競争的な市場環境を創出する。			目標設定の考え方・根拠	独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するため、発注機関における入札談合等の防止のための取組の支援・促進、競争政策の重要性等の情報発信、各府省における規制の事前評価における競争評価の取組の支援・促進等を行って、競争的な市場環境を創出することを目標として設定した。	政策評価実施予定期	平成27年4月～7月		
測定指標	目標(値)	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
1 入札談合等闇与行為防止法に係る発注機関向け研修の実施回数	入札談合等闇与行為防止法に係る研修を過去5年間の平均と同等又はそれを上回る程度で実施	26年度	—	—	108回以上	128回以上	160回以上	【P】回以上	
			117回	165回	178回	235回			
2 公開セミナーの開催回数	競争政策の公開セミナーを過去5年間の平均と同等又はそれを上回る程度で実施	26年度	—	3回以上					
			3回	3回	4回	3回			
3 発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容を向上させることによる発注機関に対する競争政策の定着状況	発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容を向上させることによる発注機関に対する競争政策の定着を図る。	26年度	—	発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容を向上させることにより、発注機関に対する競争政策の定着を図る。					
			—	以下を始め、発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容を向上させることにより、発注機関に対する競争政策の定着に努めた。 ① 入札談合等闇与行為防止法に係る発注機関向け研修における参加者の理解度[93.2%](注1) ② 入札談合等闇与行為防止法に係る発注機関向け研修の有益度[91.3%](注2) ③ 入札談合等闇与行為防止法に係る発注機関向け研修参加後に研修の内容を職場において周知する[77.3%](注3)	以下を始め、発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容を向上させることにより、発注機関に対する競争政策の定着に努めた。 ① 同左[94.8%] ② 同左[93.7%] ③ 同左[80.9%]	以下を始め、発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容を向上させることにより、発注機関に対する競争政策の定着に努めた。 ① 同左[95.3%] ② 同左[94.0%] ③ 同左[82.7%]			

			—	事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進により事業者等に対する競争政策の定着を図る。								
4 事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進による事業者等に対する競争政策の定着状況	事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進により事業者等に対する競争政策の定着を図る。	26年度	—	<p>以下を始め、事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進により事業者等に対する競争政策の定着に努めた。</p> <p>公開セミナーにおける ① 参加者の満足度 [74.6%] (注4)</p> <p>国際シンポジウムにおける参加者の満足度 [56.8%] (注5)</p>						本件施策の有効性・効率性を評価するため、事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進状況を測定する。		
5 各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上による各府省に対する競争政策の定着状況	各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上を図ることによって、各府省に対して競争政策の定着を図る。	26年度	—	各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上を図ることによって、各府省に対して競争政策の定着を図る。						本件施策の有効性・効率性を評価するため、各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上状況を測定する。		
達成手段		予算額計(執行額)		当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					行政事業レビューアイデア番号	
		23年度	24年度	25年度		競争的な市場環境を創出するために、①発注機関に対する入札談合等の防止のための研修、②公開セミナー及び国際シンポジウムにおける競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信、③各府省が実施する競争評価の支援体制の整備等を行う。						
(1) 競争的な市場環境の創出に係る経費		46,482 (35,732)	44,507 (40,355)	42,017	43,557	1~5						—
ア 競争政策研究センター(内数)		24,897 (19,535)	24,352 (21,466)	22,371	23,428	2, 4						4
イ 規制影響分析等検討会議(内数)		1,492 (195)	1,441 (290)	1,342	1,417	5~②						5
施策の予算額・執行額		46,482 (35,732)	44,507 (40,355)	42,017	43,557	施策に關係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		平成23年8月9日 平成19年1月26日	公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(閣議決定) 第166回国会施政方針演説			

(注1) 理解度については、アンケートにおいて入札談合等闇与行為防止法等への理解度が「深まったと思う」又は「多少深まったと思う」と回答した参加者の割合を記載。

(注2) 有益度については、アンケートにおいて研修の内容について、今後の業務に「役立つ」又は「多少役立つ」と回答した参加者の割合を記載。

(注3) アンケート(「研修会を実施する」、「上司に報告する」、「同僚・部下に報告する」、「研修資料を回観する」、「周知する予定はない」、「その他」から複数回答可。)において、「周知する予定はない」と回答した参加者の割合を100から差し引いた割合を記載。

(注4) 満足度については、アンケートにおいて公開セミナーの内容について、「大変参考になった」を5、「参考になった」を4、「全く参考にならなかった」を1とした5段階評価の結果、「5」又は「4」と回答した参加者の割合を記載。

(注5) 満足度については、アンケートにおいて国際シンポジウムの内容について、「大変参考になった」を5、「参考になった」を4、「全く参考にならなかった」を1とした5段階評価の結果、「5」又は「4」と回答した参加者の割合を記載。

(注6) 競争評価チェックリストを用いた競争評価とは、規制の新設・改廃が競争に与える影響を特定する方法として、あらかじめ作成されたチェックリストの設問に答える方法で各行政機関が行う競争評価であり、公正取引委員会では、総務省と連携して、当該競争評価チェックリストを作成した。

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(公正取引委員会26-8)

施策名	独占禁止法違反行為に対する措置等 審判手続			担当部局名	審決証務室			作成責任者名	審決証務室長 中里 浩		
施策の概要	審判手続は、公正取引委員会が行った独占禁止法違反行為に係る排除措置命令又は課徴金納付命令に対する再審査を行い、審決を行う手続である。なお、平成17年改正前の独占禁止法に基づく審判手続は、行政処分である審決を行うための手続である。			政策体系上の位置付け	独占禁止法違反行為に対する審判手続を通じて、公正かつ自由な競争を促進させる。						
達成すべき目標	2年以内のできるだけ短い期間内に審判手続(審判規則第18条における「審判手続」であり、審判開始の通知から両当事者が最終意見陳述を終了するまでの手続)を終結させる等、審決に至る審判手続の適正な運用を図ることにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。			目標設定の考え方・根拠	「公正取引委員会の審判に関する規則」(平成17年公正取引委員会規則第8号)第18条において、「審判官は、二年以内のできるだけ短い期間内に審判手続を終結させることを目標として、充実した手続を実施することにより、当該目標を実現するよう努め」、「適正かつ迅速な審理」を実現することとされている。			政策評価実施予定期間	平成27年4月～7月		
測定指標(注1)	目標(値)	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
1 審判手続に要する期間(注2)	2年以内	26年度	2年以内 38.2か月 32.6か月 15.6か月 16.8か月								
2 審判手続の運用状況	審判手続の適正な運用を図る。	26年度	審判手続の適正な運用を図る。 以下を始め、審判手続の適正な運用に努めた。 審決取消訴訟が提起 ①されなかった審決件数[18件] 審決取消訴訟によつて取り消された審決件数[0件]	以下を始め、審判手続の適正な運用に努めた。 ①同左[10件]	以下を始め、審判手続の適正な運用に努めた。 ①同左[7件]	以下を始め、審判手続の適正な運用に努めた。 ①同左[3件](注3) ②同左[1件]	以下を始め、審判手続の適正な運用に努めた。 ②同左[0件]	②同左[0件]	「公正取引委員会の審判に関する規則」(平成17年公正取引委員会規則第8号)第18条において、「審判官は、二年以内のできるだけ短い期間内に審判手続を終結させることを目標」とすることと規定されているため。		
達成手段	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					行政事業レビューアイテム番号
	23年度	24年度	25年度	26年度							
(1) 審判手続に係る経費	10,384 (2,523)	4,330 (2,141)	4,330	4,020	1～2	独占禁止法違反事件の審判手続に関する業務、すなわち、参考人を審判廷に出頭させ、審尋すること及び審尋の速記録を作成することにより、審決に至る審判手続の適正な運用を図る。					—
施策の予算額・執行額	10,384 (2,523)	4,330 (2,141)	4,330	4,020	施策に關係する内閣の重要な政策 (施策方針演説等のうち主なもの)			—			

(注1) 景品表示法違反事件審決、同意審決及び課徴金の一部を控除する審決を除く審決を対象とする。

(注2) 当該年度に行われた審決について、審判手続開始(旧法は審判開始決定)から審判手続終結までの期間を平均したもの。期間については、30日を1月として概算している。

(注3) 平成24年度の実績値は、被審人以外の者によって審決取消訴訟が提起された審決を含む。